



NEWS LETTER



NO

36

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: npo-syohinet-okayama*sunny.ocn.ne.jp ホームページ: <http://okayama-con.net>

2016年7月発行

消費者ネットおかやま第9回総会を開催しました。

6月11日岡山県医師会館会議室にて、第9回総会を開催しました。

出席状況(採択時) 本人出席 37名 書面出席 23名(内賛成 23) 委任出席 7名 合計 67名



宮本理事が司会となり、開催時の出席状況を報告し、定款に基づき成立していることの開会宣言を行い、議長に備中サポートセンター中田司法書士が選任され議事に入りました。



最初に消費者ネットおかやま河田理事長より、適格消費者団体に認定されて初めての総会となること、さらに活動を高め適格団体として社会的役割を發揮していくことの挨拶が行われました。

来賓として岡山県県民生活部くらし安全安心課竹井総括参事より、適格消費者団体に認定されたことや消費者支援功労者表彰を受賞されたこと、消費生活サポーター講座の取り組みにふれて挨拶を頂きました。

河端事務局長から、第1号議案から5号議案まで一括して提案が行われました。

- | | |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 2015年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 2015年度決算承認の件 |
| 第3号議案 | 役員(補充)選任の件 |
| 第4号議案 | 定款変更の件 |
| 第5号議案 | 決議効力発生に関する件 |



事業の成果として昨年12月に適格消費者団体に認定されたこと、記念講演会では板東消費者庁長官に講演を頂き、来賓として副知事に来て頂いたこと、消費生活サポーター講座として県より受託し2700名を養成したこと、2015年度の申入れ、照会活動として契約内容や約款の変更を求める事例などについて、説明しました。その後、小田監事より、適格消費者団体として認定されたこと、効率的な会計処理が行われていること、会計処理が適正にされていることの監査報告が行われました。議案提案に対して、特に意見もなく、そのまま採択に入りました。



議長より採択時の出席状況について、本人出席 37名 書面出席 23名(内賛成 23) 委任出席 7名 合計 67名の出席となっていることが報告されました。

各議案について採択が行われ、全議案賛成多数で採択、第4号議案については、定款変更となるため三分の二以上の賛成であることが議長より補足されました。また、報告事項として2016年度事業計画、2016年度活動予算について、拍手で確認しました。



終了後第1回理事会が開催され、大賀理事が事務局長に選任されました。

3役体制 理事長: 河田英正 副理事長: 兒島隆朗、大橋まり子 事務局長: 大賀宗夫

2016 年度消費者月間講演会 84名の参加で開催

6月11日岡山県医師会館会議室にて、84名の参加で消費者月間講演会を開催しました。今回は、岡山県との共催での開催が実現できました。

開会にあたり、岡山県県消団連近藤幸夫代表幹事より、消費者ネットおかやま及び県との共催で開催すること、消費者被害が撲滅できていない中、被害を防ぐ、させない、許さない社会、仕組みを作っていくことが必要であることなど挨拶を行いました。

続いて県消費生活センター田中所長より、平成27年度相談件数としては若干減ったが、8600件台は続いていること、70歳以上の相談が多く、昼間家にいる機会が多いことも要因となっている。



商品・サービス別相談件数では、情報通信関係の相談が多く、3割を占めている。バナー広告に触れて有料サイトにつながり、登録され料金の支払いを求められる事例や相談相手になると1200万くれる。そのためにポイントの購入が必要と18万の支払をした事例、インターネット通信サービスでのプロバイダーの変更について、安くなるとプランの変更を行ったが安くならなかった事例とその対応や対処も含めて説明されました。また改正電気通信法では、高齢者、障がい者への説明義務や2年縛りの説明義務、初期契約解除制度として理由を問わず解除することができることなど改正された内容について説明して頂きました。

「実例で学ぶおもしろ法律講座～消費者トラブルの手口と対策～」と題して、角田龍平弁護士から講演をして頂きました。

家族が劇場型のオレオレ詐欺に関わった事例について、現金が至急必要であるかのように信じこませ、動転した被害者に現金を振り込ませるなどの手口について、具体的に説明され、普段普通に対応できる人でも、動転して判断が出来なくなること、だれもが冷静に判断できるようにすること、すぐに結論をださないようにアドバイスされました。

また、未公開株や社債などうまい話は存在しないことや裁判員裁判での裁判員などの興味深い話など楽しく聞くことが出来ました。



(寄せられた感想)

- 日常生活にひそむ詐欺の巧妙な手口が、お話の中で随所に表現されていて、興味深く拝聴できました。声が聞き取り易かったです。
- いろいろな事例の紹介を生活の場面を交えてして頂いたので、詐欺や問題事例が身近にたくさんはびこっていることを改めて認識しました。今日聞いたことを家族にも話したいと思います。
- 分かり易い身近に感じる事例の列挙で面白く学べました。もっともっと若い方も家族で受講したら対策になると思いました。
- 楽しい語り口調で面白く聞かせて頂きました。実例をあげながらなのでとても分かりやすかったです。



消費者ネットおかやまが消費者支援功労者団体表彰を受賞しました。



消費者庁では消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、これまで「消費者支援功労表彰」を実施してきました。

従来内閣府特命担当大臣が表彰し実施してきましたが、消費者庁の創設に伴い、平成23年度から内閣総理大臣表彰を筆頭としたものとして実施しています。

この度、消費者ネットおかやまが特命担当大臣表彰を受けました。

表彰式が平成28年5月30日(月)に行われ、河野特命担当大臣から表彰状の授与と受賞者に対して、「引き続き消費者被害が

後を絶たない中、それぞれの皆さんの活動が引き続き重要であること、今国会では消費者契約法、特定商取引法の改正が可決成立し、悪質事業者への対応を厳しくしたこと」などにふれて祝辞がありました。

○内閣総理大臣表彰

個人 3件 団体 2件 熊本県生活協同組合連合会 千葉県消費生活相談員の会

○内閣府特命担当大臣表彰

個人 11件

団体 5件 茨城県地域女性団体連合会 岩見沢消費者協会 NPO 消費者ネットおかやま
Safety Kids いずみ 富山県生活協同組合連合会

○ベスト消費者サポーター章

個人 32件

団体 16件 玉野市消費生活問題研究協議会 他

消費生活サポーター講座 2016 がスタートしました。

～初回は、井原市で開催～

講座には、37名の消費者が参加し、ロールプレイング、ワークショップ手法を中心にすすめられました。受講者からは、サポーターになった方が今後、地域などでどういう役割を持って、特に行政との関わりにおいて行動するにはどんなことが必要になるかなどの意見が出されました。

～現時点（6/21）での開催予定〔開催場所・日時・講師・主催団体等〕

会場	日時	講師名（敬称略）	主催団体
津山市 特養ホーム	7/6（水） 10時～	佐藤 素子 （県消費生活センター相談員）	おかやまコープ （美作エリア委員会）
早島町 地域福祉センター	7/28（木） 9時40分～	宮川 康弘 （司法書士・当ネット会員）	早島町 社会福祉協議会
西粟倉村 あわくら会館	8/31（水） 13時30分～	佐藤 素子 （県消費生活センター相談員）	西粟倉村 民生委員会
笠岡市 笠岡サンライフ	12/20（火） 18時～	未 定	井笠いきいき ネット



消費者被害撲滅キャンペーンに参加しました。

5月22日(日) 11時からシティライトミュージアムにて岡山県が主催し消費者被害撲滅キャンペーンが開催されました。当日は、消費者ネットおかやま、県消団連から7名が参加し、県職員とともに消費者被害にあわないための啓発グッズ5,000個を配布しました。

また、若い人たちのボランティアによって、子どもたちに「188」が表示されたスタンプを押し、啓発グッズを配布しています。



サッカーのハーフタイムには、「消費者ホットライン188」を周知する横断幕をフジアーノの選手とともに掲げ、お知らせしています。



事業者への差止め・申入れ・照会活動について

事業者への差止め・申入れ・照会活動は、消費者ネットおかやまが年に2回開催している「消費者被害なんでも相談会」に来所された相談者の方からの情報提供や、電話相談などで寄せられた情報、検討委員会で検討委員が持ち寄った情報などをもとに行っています。

それぞれの事案を検討委員会で協議し、事業者に対して対応が必要と思われる事案については、検討委員会で質問・照会・申入れの文書を起案し、理事会に諮り、理事会で承認された後に、対象事業者に文書を発送しています。事業者への対応や事業者からの回答については、消費者ネットおかやまのホームページ内「差止め・申入れ・照会活動」に情報を公開しています。

適格消費者団体認定後の差止め・申入れ・照会活動

- ◆2016年2月12日 結婚式場を運営している(株)スタイルズに対して、結婚式の会場使用時における事故・盗難についての約款変更の申入れを行いました。また、解約料金の算定根拠に対する照会も行いました。
- ◆2016年2月12日 インターネットによる廃車の買い取り事業を展開している(株)ラグザス・クリエイトに対して、契約後のキャンセルに伴う違約金の根拠について問い合わせを行いました。
- ◆2016年5月11日 貸衣裳京呉服好一に対して、契約後のキャンセルにともなう違約金、返還義務の遅滞に対する違約金、オーダーレンタルのキャンセルの取扱いについて、申入れを行いました。
- ◆2016年5月26日 連鎖販売取引により、いわゆる健康食品や化粧品を販売している(株)サンクスアイに対して、商品に治療効果があるように勧誘する行為、及び広告上の治療効果をうたう記載の削除について質問及び申入れを行いました。
- ◆2016年6月16日 (株)サンクスアイより、5月26日付の質問及び申入れの指摘事項について、治療効果を記載したパンフレットの廃版等の改善を図る旨の回答がありました。

会員のみなさまからの情報提供も
どうぞよろしくお願いたします!

